

# 磐田市こどもの権利と笑顔約束条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条－第3条）

#### 第2章 こどもの権利（第4条－第7条）

#### 第3章 こどもの権利の保障における責務及び役割（第8条－第13条）

#### 第4章 こどもの権利の保障の推進（第14条－第22条）

#### 第5章 施策の推進（第23条・第24条）

#### 第6章 雑則（第25条）

### 附則

磐田市は、豊かな自然、脈々と受け継がれてきた歴史、文化、元気な産業、まちの象徴であるスポーツなどの資源に恵まれた、多彩な魅力を持つまちです。

そして、このまちで暮らす子どもたちは、貴重な地域社会の一員であり、磐田市の歴史を紡いでいく、かけがえのない存在です。

子どもは、生まれながらに権利の主体であり、子どもならではの権利を持っています。

磐田市に関わる全ての人、こどもの意見や気持ちを尊重し、寄り添い、協力して「こどもの権利」を守り、こどもが笑顔でいられるよう支えることを約束します。

磐田市は、地域社会の宝であるこどもが心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまちの実現のため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、子どもにとって大切な権利の保障の推進に関する基本理念を定め、磐田市（以下「市」という。）に関わる全ての人、こどもの権利に対する理解を深め、これを尊重し、もってこどもが心から安心して生活でき、かつ、全ての人、こどもが幸せを実感できるまちの実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に居住し、通学し、通勤し、又はその他の目的で市に滞在する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を有する者であると市長が認めるものをいう。
- (2) 保護者 こどもの親又はこどもを現に養育する者をいう。
- (3) 学校関係者等 市内にある保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童福祉施設その他こどもが学び、育つための施設の関係者及び組織をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学する者又は市内で活動する者をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む全ての個人及び団体をいう。
- (6) 関係機関 市以外の地方公共団体、警察及び医療機関をいう。

(基本理念)

第3条 こどもの権利の保障は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 次章に規定するこどもの権利（以下「こどもの権利」という。）は、特に大切なものとして保障すること。

## 第2章 こどもの権利

(個人として尊重される権利)

第4条 全てのこどもは、あらゆる偏見及び差別その他不当な扱いを受けないよう、個人として尊重される権利を有するものとする。

(生命、生存及び発達に対する権利)

第5条 全てのこどもは、医療、教育及び生活の支援を受けることにより、命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして健全に成長し、発達する権利を有するものとする。

(意見の表明及び社会へ参画する権利)

第6条 全てのこどもは、自らに関係のある事柄について自由に意見を表明する権利及び社会に参画する権利を有するものとする。

(こどもの最善の利益が考慮される権利)

第7条 全てのこどもは、こどもに関する全ての事柄において、最善の利益を考慮される権利を有するものとする。

### 第3章 こどもの権利の保障における責務及び役割

(市の責務)

第8条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、学校関係者等、市民等、事業者及び関係機関と連携及び協力をして、こどもに関する施策を実施するものとする。

2 市は、保護者、学校関係者等、市民等、事業者及びこどもが、次条から第13条までに規定するそれぞれの責務又は役割を果たすため、必要な支援を行うものとする。

(保護者の責務)

第9条 保護者は、こどもの養育及び発達について第一に責任を持つ存在であることを認識するとともに、こどもの最善の利益を考えて行動することにより、こどもの権利を保障しなければならない。この場合において、保護者は、必要に応じて、市、学校関係者等及び関係機関に相談し、支援を求めるものとする。

(学校関係者等の責務)

第10条 学校関係者等は、こどもの権利を保障するため、こどもが体験、遊び、学び等を通じて健やかかつ豊かに育つことができるようにするとともに、市、保護者、市民等及び関係機関と連携及び協力をし、こども一人ひとりの発達及び個性に応じた支援並びに安全で安心できる環境の整備に取り組むものとする。

2 学校関係者等は、保護者が前条に規定する責務を果たすため、必要な相談及び支援を行うものとする。

(市民等の役割)

第11条 市民等は、こどもの権利を保障するため、こどもが地域で安心し

て過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第12条 事業者は、こどもの権利を保障するため、当該事務所又は事業所に勤める全ての者が子育て及び仕事の両立ができるようにするとともに、子育てがしやすい職場の環境づくりに努めるものとする。

(こどもの役割)

第13条 こどもは、地域社会の一員として、発達に応じ、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 自らの権利が尊重されることと同じように、他者の権利を尊重すること。
- (2) いかなる場合においても、いじめを行ってはならず、互いを思いやること。

#### 第4章 こどもの権利の保障の推進

(こどもの権利の普及)

第14条 市は、こどもの権利について関心を高めて理解を深めるため、必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

(虐待等の防止等)

第15条 市は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に基づき、虐待、体罰その他心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動（以下「虐待等」という。）を防止するための必要な措置を講じるとともに、保護者、学校関係者等、市民等及び事業者と連携及び協力をし、こどもに対する虐待等の防止及び早期発見に努めるものとする。

2 市及び学校関係者等は、虐待等を受けたこどもを適切かつ速やかに守るため、関係機関と連携及び協力をし、必要な支援を行うものとする。

3 市は、こどもが虐待等を受けた場合において、安心して相談し、救済を求めることができる体制を整備するものとする。

(いじめの防止等)

第16条 市、保護者、学校関係者等、市民等及び事業者は、いじめの防止及び早期発見に努めるものとする。

2 市及び学校関係者等は、いじめを受けたこども及び当該こどもの保護者

に適切な支援を行うとともに、いじめを行ったこどもに対してその背景に配慮した上で指導し、又は当該保護者に対して助言を行うものとする。

3 市は、こどもがいじめを受けた場合において、安心して相談し、救済を求めることができる体制を整備するものとする。

(有害又は危険な環境からの保護)

第17条 市、保護者、学校関係者等、市民等及び事業者は、関係機関と連携及び協力をし、こどもを犯罪、事故、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全で安心できる環境づくりに取り組むものとする。

(子育て家庭に対する支援)

第18条 市は、保護者が子育てをするに当たり、当該家庭に対して必要な支援を行うとともに、学校関係者等、市民等、事業者及び関係機関と連携及び協力をし、保護者が子育てをしやすい環境を整備するものとする。

2 市は、障がいのあるこども、経済的に困難な状況にあるこどもその他困難を抱えているこども及び当該こどもの家庭状況の把握に努めるとともに、学校関係者等、市民等、事業者及び関係機関と連携及び協力をし、当該こども及びこどもの家庭状況に応じて必要な支援を行うものとする。

(こどもの意見の表明及び参画の促進)

第19条 市、保護者、学校関係者等、市民等及び事業者は、市政、地域の活動その他こどもに関わる活動（以下「市政等」という。）について、こどもが意見を表明する機会及び市政等に参画する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市、保護者、学校関係者等、市民等及び事業者は、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重し、市政等に反映するよう努めるものとする。

3 市、保護者、学校関係者等、市民等及び事業者は、こどもの市政等への参画を促進するため、こどもの視点に立って必要な情報を発信するものとする。

(多様性の尊重)

第20条 市、保護者、学校関係者等、市民等及び事業者は、こどもの人種、

国籍、性別、宗教及び言語の違い、障がいの有無その他のあらゆる差異が多様性として尊重され、こどもが偏見及び差別その他不当な扱いを受けることがないように、配慮するものとする。

(こどもの居場所づくり)

第21条 市、保護者、学校関係者等、市民等及び事業者は、こどもが自由に選択でき、自分らしく安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとする。

(多様な体験等の機会の提供)

第22条 市、保護者、学校関係者等、市民等及び事業者は、地域の特色である自然、歴史、文化、産業及びスポーツを活用し、こどもが多様な体験、遊び、探究的な学び、様々な人との交流ができる機会等を提供できるよう努めるものとする。

## 第5章 施策の推進

(計画の策定及び公表)

第23条 市は、前章の規定による、こどもに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を策定するものとする。

2 市は、前項の計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(検証)

第24条 市は、こどもに関する施策の実施状況について、定期的にその効果を検証し、当該結果を公表するものとする。

## 第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年5月5日から施行する。